

地方における商品テストのあり方、人材の確保について（論点）に関連する 第 171 回国会における議論について

【論点 1（地方消費者行政における商品テストの位置づけ） 関連】

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成 21 年 3 月 25 日

○糸川委員（略）

消費者行政の例えばどこが削られてきたのかという、その一つの中には、商品テスト部門、これが挙げられるのではないかなというふうに思いますが、そのテストの依頼内容、商品のテストというのが依頼されるわけですけれども、これが多岐にわたっていますよね。内容が専門的である、そしてどんどん技術も進歩してまいりますから、技術の進歩に対応して、検査機器の更新、県レベルで商品テスト部門の維持、こういうものは困難だというふうにも聞いておるところでございます。

ただ、クリーニング関係とか繊維関係に関しては、検査機器、こういうものが比較的簡単で済むということで、テストを今も維持されているというところもあるように聞いております。（略）

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成 21 年 4 月 8 日

○橋本智子君（社団法人北海道消費者協会会長）（略）商品テストをするに当たりましては、かなりの高額な機器類が必要でありまして、地方の財政だけではなかなか確立することができません。ただ、消費者の安全、安心を確保するためにも、消費生活センターの商品テストというのは非常に重要な役割を持ちます。私どもは、これから企業等と、消費者被害、それから事故等のいろいろなあっせん、それから仲介などをしていく中で、消費者の側がきちんとした商品テスト部門を持っていないと、科学的に対抗するということが非常に困難です。国民生活センターには立派な商品テスト室がありますし、これも活用していくというのも非常に大事ですが、地方において、特に北海道などのように、寒冷地だからこそ商品の使い勝手、そういったものを勉強したり、それからテストをしたりということをするためにも、すべてのところにというわけではありませんが、地域地域にも、商品テスト室の充実をお願いしたいと思います。（略）

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年3月26日

○塩川委員 (略) そういう中で、今、都道府県の消費者行政についての財政がどんどん細る中で、県がやっているような商品テスト、こういうものについての体制がどんどんまた後退させられているというのがあります。これは国民生活センターの問題もあわせて問われてくるわけですが、やはり消費者のためのテストをしっかりとやってくれるという機関がなければしっかりとした対応も担保されません (略)

○細川参考人 一つ難しいのは、消費者用製品といっても、非常に範囲が広いわけですね。食品もそうですし、日用品もそうですし、あるいは自動車もそうです。そういう意味でいうと、食品から自動車までというような形でうたっているのは国民生活センターだけなんです。ほかの自治体は食品を中心にしてやっていて、それすら、今かなり貧弱になってしまっている。(略)

ですから、最近、そこでも、予算をつけていただいているのはやはり国民生活にかかわる重大な事故とか危険な商品、そういうものについてはやる意味があるということで、国では一定の理解をいただいていますけれども、自治体ではそこら辺が理解がなくて、どんどん廃止されて、私はある自治体の消費生活センターへ行きましたけれども、三階建ての立派な建物だけれども、三階は真っ暗なんです。なぜかという、三階は商品テスト施設だから。もう職員もいないから電気を消しちゃっているというような状態で、私は、やはり商品テストというものも重要じゃないかなというふうに考えます。

【論点2 (人材の確保、育成) 関連】

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月2日

○田島 (一) 委員 (略) 地方公共団体における商品テストを担当する職員の数、内閣府の調査結果をひもといてみますと、平成九年二百二十七名だったのをピークに、十年以上たった平成二十年には九十八名と、半減どころか、もう百名を切ってしまった状況にあります。

消費行政担当の職員全体が減少する中で、商品テストを担当する職員というのはわずか一%、こんな状況の中で自治体が行っている商品テストの衰退というのは、もう機能衰退は明らかだと私は思っておりますが、大臣はこの地方自治体の消費生活センターにおける商品テストの必要性、どのように認識されていますか。

○野田国務大臣 (略) 地方の消費生活センターにおいては、消費者からの商品事故などに係る消費生活相談のうち、その原因を究明するテストや技術的な助言を必要とする場合や、寄せられたさまざまな商品等のトラブルをもとに消費者の啓発の一環として必要と考える場合に、みずからもしくは国民生活センターやほかの原因究明テスト機関との連携により商品テストが行われているわけです。引き続き、そうした関係機関と十分連携しながら、地域の実情に応じて商品テスト機能を強化していきたい。

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月8日

○橋本智子君（社団法人北海道消費者協会会長）（略）ただ、これも、テスト室の機材があるからといっていいのではなくて、そこでいろいろな技術を発揮する技官が必要です。私たちの消費者相談の窓口に寄せられた相談がもしかしたら製品事故につながるかもしれないとか、それから今後つながる可能性があると予見するぐらいの技官がいなければ、これは商品テストの機械だけが立派でも務まりません。私どもも、そういった高度な技術を持つ専門性のある商品テスト室の職員にいろいろ話を聞くことによって、単にそういうことがあったのかというのではなくて、これはもしかしたら重大な事故につながるのではないか、そういった観点を予見していただけるためにも、相談員だけではなく、こうした技官や職員に対するさまざまな措置をお願いしたいなというふうに思います。

【論点3（各機関の連携、情報共有）関連】

■参議院・本会議 平成21年4月22日

○徳永久志君（略）次に、商品検査・テストの体制整備であります。
消費者からの相談を受け、独立行政法人国民生活センターを始めとした機関において、消費生活用製品を始め様々な商品テストが行われています。ただ、こうした商品検査やテストについても、省庁の縦割り構造のために相互の連携が不十分であり、成果の情報共有が全くと言っていいほど取られておりません。消費者行政の一元化を強く主張するのであれば、関係機関の機能強化を図るとともに、消費者庁や消費者委員会を中心にしてきちんとした連携体制を構築する必要があります。この点の総理の見解を求めます。（略）

○内閣総理大臣（麻生太郎君）（略）
商品検査・テストの体制整備についてのお尋ねもありました。
消費者行政の一元化に向けましては、商品検査・テストなどの機能を有する関係機関の機能強化及び連携強化が重要であると認識をいたしております。このため平成二十年度補正予算では、国民生活センターの商品テスト機能の強化のため予算措置を講じたところがあります。更なる体制強化については、消費者庁設置法案の衆議院における修正案において、消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとするとの検討条項が設けられたところであり、これを真摯に受け止め、検討してまいりたいと考えております。

※下線は事務局で付したものを。

以 上